

ドクターヘリ病院間搬送の手順について

手順 番号	搬送元医療機関	基地病院 (運航管理室)
1	【事前調整】 ●搬送元医療機関医師と搬送先医療機関医師との間で、病院間搬送について調整	
2	【ドクターヘリ搬送の連絡】 ●ヘリ搬送が必要と考えられる場合、ドクターヘリ運航管理室（CS室）へ電話連絡	
3	【情報提供用紙の送付】 ●患者情報等を記載のうえ、運航管理室（CS室）に「病院間搬送情報提供用紙」をファックス	
4		【ドクターヘリ搬送の決定】 ●フライトDrが患者情報を確認し、必要な医療機器、同乗者、重量等を確認 ●ドクターヘリ搬送が妥当と判断した場合、運航計画を調整し、搬送元医療機関へ連絡
5	【出動要請】 ●搬送元医療機関及び搬送先医療機関のいずれかにヘリポートがない場合は、搬送元医療機関の管轄消防機関へドクターヘリ出動要請依頼 ●搬送元医療機関及び搬送先医療機関の双方にヘリポートが設置されている場合には、運航管理室（CS室）に出動要請	
6		【ドクターヘリ出動】 ●搬送元医療機関の管轄消防機関又は搬送元医療機関からの要請により、ドクターヘリ出動

《注意事項》

- ①ヘリ機内に持ち込む医療機器については、予め電磁干渉試験に合格したものを使用する必要があること。
- ②モニター、除細動器、人工呼吸器、吸引機は機内備え付けの機器を使用します。シリンジポンプはドクターヘリ用の機器に付け替えて使用します。輸液ポンプは使用できません。
- ③母体搬送の場合等、搬送元医療機関医師の同乗をお願いする場合があります。この場合、帰りの交通手段は搬送元医療機関で準備してください。